

第 8 章	裁判所	名前:	日 付	No.01

[問題 1]

()内に適語を入れよ。

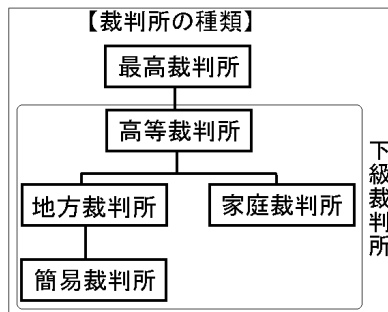
法にもとづいて紛争を解決することを裁判または(①)という。

裁判を行うのが裁判所であり、裁判所には(②)裁判所と、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の 4 種類の(③)裁判所がある。

[解答欄]

①司法	②最高	③下級
-----	-----	-----

[解説]



法にもとづいて争いを解決することを**裁判**または**司法**という。憲法76条1項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めている。

裁判所は、大きく、**最高裁判所**と**下級裁判所**に分けることができる。最高裁判所は1つである(東京都千代田区にある)。最高裁判所は15名の裁判官から構成されている。

下級裁判所には、**高等裁判所**(東京・大阪・名古屋・広島・福岡・高松・仙台・札幌の 8つの都市に設置)・**地方裁判所**(各都府県に 1つずつ、北海道は4つ、合計50か所)・**家庭裁判所**(合計50か所)・**簡易裁判所**(全国で438か所)の4つがある。

なお、近年急増している特許や著作権に関する訴訟の迅速な裁判を実現するために、2005年に**知的財産高等裁判所**が新設された。

[問題 2]

右図の A～C にあてはまる裁判所を次のヒントを参考に答えなさい。

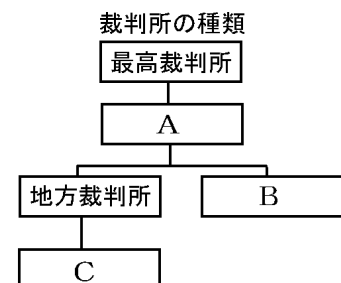
A 全国に 8 か所ある。近畿地方は大阪にある。

B 家庭内の争いや未成年者についての事件を扱う裁判所。

C 140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う裁判所。

[解答欄]

A 高等裁判所	B 家庭裁判所	C 簡易裁判所
---------	---------	---------



[問題 3]

次の各問いに答えなさい。

- (1) 最高裁判所の判事は何名ですか。
- (2) 高等裁判所がある九州の都市はどこですか。
- (3) 地方裁判所は全国にいくつありますか。

[解答欄]

(1) 15 名	(2) 福岡市	(3) 50
----------	---------	--------

[問題 4]

次の①～③で裁判となった場合、どの裁判所で第一審の裁判が始まるか。裁判所の種類を答えなさい。

- ① 17 歳の高校生 3 人が、55 歳のホームレスの男性を登呂公園で襲い、重傷を負わせたとして警察に逮捕された。
- ② 元恋人に 80 万円を貸したが、借りた覚えはないと言って返してくれない。
- ③ 高松公園で 17 歳の少年が襲われ、全治 1 ケ月の重傷を負った。容疑者として 55 歳のホームレスの男性 2 人が逮捕された。登呂公園の襲撃事件の報復と見られる。

[解答欄]

①家庭裁判所	②簡易裁判所	③地方裁判所
--------	--------	--------

[解説 1]

- ① 未成年者の刑事事件なので家庭裁判所が第一審になる。
- ② 140 万円以下の民事事件なので簡易裁判所が第一審になる。
- ③ 被疑者は成人であり、罰金刑を超える事件なので地方裁判所が第一審になる。

[解説 2]

【第一審の裁判所】	
① 未成年者・家族親族	→家庭裁判所
② 軽微な事件 (罰金刑・140万円以下)	→簡易裁判所
③ ①, ②以外	→地方裁判所

裁判の第一審は、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所のいずれかで行われる。

未成年者の刑事事件、家庭内・親族間の民事上の争いは家庭裁判所が第一審になる。

140 万円以下の民事事件、罰金刑以下の刑事事件の場合は、簡易裁判所が第一審になる。

それ以外は、地方裁判所が第一審になる。

[問題 5]

下の図を見て、各問いに答えなさい。



- (1) 第一審の裁判に不服な場合行うアを何とといいますか。
- (2) 第二審の裁判に不服な場合行うイを何とといいますか。
- (3) 図の場合、同じ1つの事件について3回まで裁判をしています。この制度を何とといいますか。
- (4) なぜ(3)のような制度がとられているのか。「慎重」と「人権」を使って簡潔に説明しなさい。

[解答欄]

(1) 控訴	(2) 上告	(3) 三審制
(4) 慎重な裁判によって人権を守るため。		

[解説]

【三審制】
 第一審→控訴→第二審→上告→第三審
 (慎重な裁判によって人権を守るため)

国民は、同じ事件について3回まで裁判を求めることができる。すなわち、第一審の判決に不服があれば、第二審の上級裁判所へ控訴することができる。さらに第二審の判決に不服のときは第三審へ上告を行うことができる。これを三審制というが、その目的は慎重な裁判によって人権を守るためである。第一審が地方裁判所の場合、(第一審：地方裁判所)→控訴→(第二審：高等裁判所)→上告→(第三審：最高裁判所)となる。

[問題 6]

次の各問いに答えなさい。

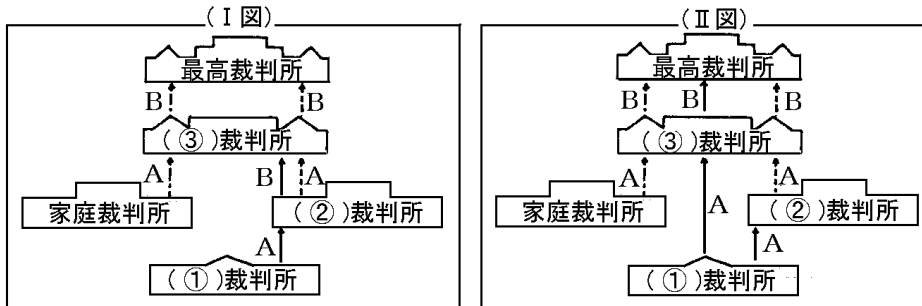
- (1) 被告人が第一審の判決に不服な場合、次の上位の裁判所に裁判のやり直しを求めて訴えることを何とといいますか。
- (2) 第一審が地方裁判所の場合、(1)によって第二審が行われる裁判所はどこですか。
- (3) わが国で、原則として3回まで裁判を求めることができる三審制がとられている理由について、簡潔に書きなさい。

[解答欄]

(1) 控訴	(2) 高等裁判所	(3) 慎重な裁判によって人権を守るため。
--------	-----------	-----------------------

[問題 7]

資料は裁判のしくみを示したものです。これを見て、各問いに答えなさい。

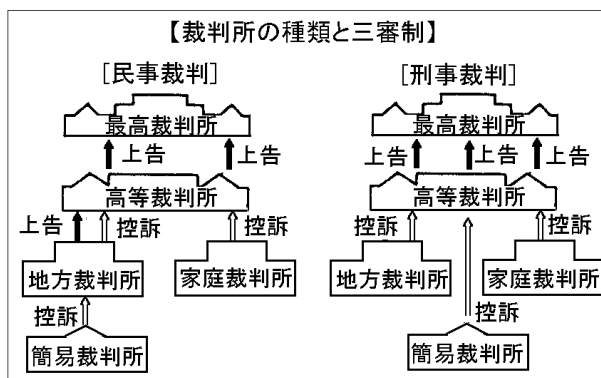


- (1) 資料中の①～③にあてはまる裁判所名を書け。
- (2) 資料中の A、B の上訴手続きをそれぞれ何というか。
- (3) 資料のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何というか。

[解答欄]

(1)①簡易	②地方	③高等	(2)A 控訴
B 上告	(3) 三審制		

[解説]



5つの裁判所を右のような図で表したとき、最上段に**最高裁判所**、2段目に**高等裁判所**、3段目に**地方裁判所**と**家庭裁判所**が並べて配置される。(地方裁判所と家庭裁判所は原則として各都道府県に1つずつ置かれる(50か所))。

最下段には軽微な事件を扱う**簡易裁判所**(全国で438か所)がくる。民事事件で簡易裁判所が第一審の場合、第二審(控訴審)は地方裁判所になるので、簡易裁判所は地方裁判所の下に描かれる。

問題のI図は民事裁判である。民事事件の内容に応じて、第一審の裁判所が決まり、それぞれ次のように、**控訴・上告**が行われる。

- ・140万円以下の裁判：(簡易裁判所)→控訴→(地方裁判所)→上告→(高等裁判所)
- ・家庭内・親族間の民事上の争い：(家庭裁判所)→控訴→(高等裁判所)→上告→(最高裁判所)
- ・140万を超える民事上の争い：(地方裁判所)→控訴→(高等裁判所)→上告→(最高裁判所)

問題のII図は刑事裁判である。刑事裁判の場合、第二審(控訴審)は必ず高等裁判所、第三審(上告審)は最高裁判所になる。